

## デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第15回） 議事要旨

### 1. 日時

令和5年1月31日（火）15時30分～17時00分

### 2. 場所

総務省内会議室及びWEB

### 3. 出席者

#### （1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、森川構成員、山本龍彦構成員

#### （2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

#### （3）総務省

竹内総務審議官、鈴木総括審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、林同局総務課長、飯倉同局放送政策課長、翁長同局放送技術課長、松井同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、鎌田同局国際放送推進室長、後白同局放送政策課外資規制審査官、岸同局放送政策課企画官、福田同局地上放送課企画官、金子同局地域放送推進室長、平野同局地域放送推進室技術企画官、向井同局コンテンツ海外流通推進室長

#### （4）ヒアリング

日本放送協会 児玉理事・技師長

### 4. 議事要旨

#### （1）デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の当面の検討課題

事務局より、資料15-1に基づき、説明が行われた。

#### （2）AMラジオ放送のFM転換放送事業者等との意見交換の結果報告

事務局より、資料15-2に基づき、説明が行われた。

#### （3）ヒアリング

日本放送協会 児玉理事・技師長より、資料15-3に基づき、説明が行われた。

#### (4) 質疑応答

各構成員から以下の通り発言があった。

##### 【大谷構成員】

ありがとうございます。大谷でございます。御説明を伺いまして、少し基本的なところを確認させていただければと思います。特にNHKからの御希望なんですけれども、V-Low帯域でのFM補完局で流される放送、つまり、災害時に聴くことのできるラジオとしては、通常のAM局を聴くことができるラジオで大丈夫なのか。それとも、ワイドFMを聴くことができるラジオを持っている必要があるのか。非常に基本的なことでも恐縮ですけれども、確認させていただければと思います。

##### 【日本放送協会（児玉理事・技師長）】

NHKの児玉です。FM補完中継局の放送をお聴きいただくためにはワイドFMの受信機が必要となってきます。AMとワイドバンドまで広がったFM、両方を受けられる受信機をお持ちになれば、災害時でも安心して情報が確認できると考えています。

##### 【大谷構成員】

ありがとうございます。その点に関して事務局に教えていただければと思いますけれども、ワイドFMが聴取できる受信機の普及状況というのは、過去に整理していただいたことがあったかと思いますが、現在の状況がどのようになっているか、把握している事実がありましたら、教えていただければと思います。

##### 【松井地上放送課長】

普及状況は、総務省で行っているアンケートを基にすると、ワイドFMを認知しているというところでアンケートを取っておりまして、それが大体4割程度というところが数字としてございます。正確な普及率が何%という数字は今現在のところはない状況ではございますけれども、また一方で、今、市販されているラジオのほとんどがワイドFMには対応しているという状況でございます。

##### 【林構成員】

名古屋大学の林と申します。私も、いずれの取り組みも重要かつ必要なものであり、賛同するところです。その上での話ですが、事務局に基本的なところを確認させていただければと思います。

ご説明いただいたFM転換に関する今般の措置は、政府としてAMからFMへの転換を強制するというものではなくて、事業者の経営判断によってFMに転換することができる環境を整備しようとしているというご説明でしたが、AM放送自体はNHKが継続してサービスを提供することになっていて、民放のAM放送の事業者の全てがFMに転換するわけではないとも存じます。

質問としましては、AM放送については、関東・中京・近畿の広域圏が設定されており一方で、FM放送については、これらの地域においても県域単位で放送対象地域が設定されていると承知しています。そうしますと、これらの地域におけるAM放送事業者がFM放送への転換を進めると、広域のFM放送が実施されることとなり、その一方で、現在の制度では、FM放送は県域放送の免許ですので、既存のFM放送の事業者の放送エリアは県域ですが、AM放送の事業者がFM転換すると広域になり、放送対象地域が変わると存じますが、この点、もし間違っていたらご指摘いただければと存じますが、このような放送対象地域に関する現行のラジオ放送制度との整合性についてどのように整理されているのでしょうか。この点について、伊東先生が座長を務められた諸課題検の放送用周波数の活用方策に関する検討分科会では、私も出席していましたが、確か公平な競争環境の確保に留意するという指摘事項がついていたかと存じますが、この点は、本日の議題よりも少し先の話かとは存じますが、もう少し敷衍して御説明いただければと思います。

#### 【松井地上放送課長】

林先生の御認識のとおりのところだと思っております。基本的には、現時点で、今回、総務省で行いますのは、特例措置として一定期間、最大1年、AM局の運用を休止して、その上で経営判断として、そのAM局をどうされるのか、その後、FMに完全に移行されるのかどうか、そういったことも御判断いただく。その際には必ず、リスナー、自治体、そういった地域への影響をしっかりと検証してというところ、これをまず取り組みたい。その上で、放送対象地域、今のところ、何かそこに大きな変更をされるとか、そういうところまで決めているものではなくて、この検証を通じて得られた知見をもって、その後の制度整備というのを総務省として考えていきたいということでございます。

また、御指摘の前の検討会において、公平な競争環境ということ、これは我々としても引き続き考えていかなきゃいけない問題だと考えてございますので、公平な競争環境をしっかりと認識しながら、完全にFMに転換されるという際の制度整備をどうしていくのか、これは、今回の特例措置の結果を踏まえて、さらに総務省として検討を進めていきたいと考えてございます。

#### 【奥構成員】

電通総研、奥です。今回のFM転換については、制度設計を迅速に対応して民放の皆さんの経営

の選択肢を増やすということ、それから、NHKの場合は公共放送という使命も含めて進めるように、進めていただきたいと思います。

いくつか気になる点について、大谷先生もおっしゃっていましたが、まず、ワイドFMということと言うと、95MHzまでですので、昔の90MHzまでのカーステレオやラジカセとワイドFMでは受信できる周波数にギャップがあります。さらに、今回、V-Low帯域を仮に使うということになれば、それに対応するラジオはまだ発売されてないと私は理解しております。そうすると、衛星放送で言う4Kの右旋と左旋のように、95MHzから上の帯域対応の受信機数がさらに少ないということにもなるかと思えます。そういう意味では、普及台数が整っている既存のワイドFM受信機でも入る、周波数いっぱいできる限りクリアしたほうがいいなという気持ちもありますし、そうでない場合はもちろん、その先の帯域も使うということかと思えます。

FM波に比べてAM波は回りがいいということですが、逆に屋内で聴けないということがもともとの周波数の特性です。屋内で聴くケースや外出先での地下街・地下鉄・建物の中・地下駐車場といったところで災害に遭ったときということを考えると、同じコンテンツ、放送内容であってもAM波だけでなく、FM波も含めて様々な伝送手段で聴けた方が良いでしょう。

さらに、災害時という点では、地震や津波や火災など、何があるか分からないわけですが、実は、屋内で放送を見るよりは、いわゆる携帯受信、ネットからのほうが、我々、日常生活をしていて、堅牢というか、途切れなく聴けるわけですね。そういう意味では、ラジオもradikoとらじる★らじるがあるわけで、これは恐らく、スマホ普及に伴ってどんどん増えていくということに任せていけばいいわけなので、ここは逆に、ワイドFMや、さらに95MHz以上のワイドFMの受信機の普及に頼るよりは、圧倒的に数は多いと推測します。「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」でも発言しましたが、どうしても放送でのリーチということを基準に議論はされるのですが、もちろんそれは大事なことですけれども、ネット側での受信の代替というのものもあるわけですし、今回の三つの課題の中の2番目の、今日は議論をしないケーブルテレビによる巻取りというのも含めてブロードバンド代替という話がテレビにも起こっているということを考えれば、radiko、らじる★らじるでの放送、放送をネット側で出すということがここまで早くできているというのをうまく活用して、全体で設計していくことがすごく重要ではないかと感じます。

#### 【松井地上放送課長】

今、奥先生からいただきましたお話の中で、ワイドFMの受信機ですけれども、網羅的に我々は調べてはいないのですが、今、発売されている受信機はV-Low帯域の108MHzまで受信できるものがかなり出ておりますので、そこは95MHzまでと108MHzというところが大きな制限にならないので

はないかと思っておりますけれども、受信機の状況については、さらに我々のほうでもしっかりとフォローさせていただきたいと思っております。

また、エリアのところも、今回の特例措置の中で検証いただくことによって、実際に休止をされることによって聴こえなくなるエリア、それは、トンネル、地下街といったところもあるかもしれませんが、そういったところは実際にリスナーからどのようなニーズがあるのか、また、聴こえなくなる場合において、radikoのようなインターネットでの配信はどういった影響があるのか、それで効果的にできるのか、そういったところも検証として出てくると思いますので、総務省としても、それをしっかり踏まえて検討させていただきたいというふうに思っております。

#### 【長田構成員】

長田です。大谷さんなどから御質問のあった受信機のことなのですが、現在、ラジオを楽しんでいらっしゃる方々には、私の周りだと、農作業をしながらラジオがずっと流れているタイプの方々、車なんかでもそうだと思いますし、あと、寝るときにつけっ放しで寝ている高齢者は割と多いのですけども、そういう方々。それと、先ほども御指摘いただきましたが、災害時に、何かあったときのために情報源としてラジオを持っているけれども、ふだんは聴いていない方々。この2種類考えて広報をきちんとしていただきたいというのが、お願いです。前に、諸課題研でこの話題が出たときにも、同じことを申し上げました。そのとき私自身が持っている災害時用のラジオ自体はFMも入るものでしたけれども、その後いろいろなカタログなどで見ましたところ、AMラジオのみというものもまだまだ販売されています。特に手回しのタイプとか、いろいろなものがあるのですけれども、そういうものを含めて、ふだんラジオを聴いていないとそういう方々への広報というのはなかなか難しいと思っておりますので、受信機の用意についてはかなり早めから、いろんなことが決まりましたら、ぜひ広報をしていただきたいなと思っております。

それから、NHKの御提案につきましては、様々な対策をされた上でここだけはこの御提案だったと思っておりますので、対策を進めていただければいいんじゃないかなと思っております。

#### 【飯塚構成員】

既に、大谷構成員、奥構成員、長田構成員から御指摘されている、FMラジオの受信機に関連してのコメントになります。災害時におけるラジオが果たす役割に関連して、特に車の中で聴くラジオ、いわゆるカーラジオのFM放送の対応というのを並行して進めていく必要があると考えています。災害時に避難所代わりに車を使う方、大雪で立ち往生してしまった車の運転手など、カーラジオが災害情報やローカル情報を得る重要な手段にもなってくると考えられます。現在、FM補完中継、

いわゆる95MHzまでを対象としているワイドFMに対応したカーラジオは増えてきているようですが、現状では全ての車や車種が対応しているわけではないと理解しています。また、108MHzまでに対応しているカーラジオは、現状ではほとんどないと理解しております。今後、AMからFMへの放送転換や、FM放送の周波数拡張を踏まえるとするならば、カーラジオのFM対応にも配慮をしながら検討を進めていく必要があるかと思われまます。

#### 【伊東座長代理】

伊東でございます。少し技術的な観点からになりますが、AM放送の送信につきましては、本日の資料15-2の2ページに記載されたような大型のアンテナと、それから、同じ図を見ていただければ広い敷地が確保されており、その敷地に埋設するラジアルアースと呼ばれるものが必要になるなどの物理的な理由から、その置局が制約を受け、NHKさんの資料15-3に示されたように、災害対策上、必ずしも好ましくない場所にAM放送の送信所が設置されていることもあります。そうした地域でAM放送の送信所が被災した際にも放送サービスを継続するために、FM補完中継局の設置は必要ではないかと考えております。現行制度では、今日ご説明がございましたように、AMの親局を補完する「主たるFM補完中継局」の設置がNHKには認められておりませんが、それを設置する以外に適切な手段が見当たらない場合には特例措置としてその設置を認めても良いのではないかと思います。ただし、その際の放送用周波数につきましては、現状割当てられています90MHzから95MHzの周波数帯の混雑状況を勘案しますと、この帯域での割当ては難しいかもしれないので、今日も話題になっております、95MHz以上のいわゆるV-Low帯域の利用について検討する必要があるかと存じます。この周波数帯は、現在、ある意味で更地と言える状況かと思ひますし、また、対応するFM受信機もまだ普及はしていない。先ほど御発言がございましたように、受信帯域が108MHzまで延びたFM受信機は既にこなれた値段で出回っているようですけれども、まだ普及はそれほどではないこと等も勘案しますと、既存の県域FM放送事業者との公平性や経済合理性も考慮した上で十分なカバーエリアが確保できるよう、この周波数帯を利用する際の適切な出力について検討することも可能かと考えております。

#### 【瀧構成員】

2点、コメントがございます。まず、このたびの件は必要な施策であると考えております。NHKの側でも「あまねく伝える」ために、対象もR1と同じとのことでございますし、また、民放のFMへのトランジションを促す上でも必要な施策だと思っております。各委員からもございましたようにワイドFMが聴取できる必要が特にこの地域とかですと必要になってきますし、特にこの辺聴取

者がどうしても高齢層に偏っている部分もあると思いますので、そこに適した告知が大事だと思っていますというのが1点目です。

2点目は、NHKの資料へのコメント的になりますけれども、災害時に安心をあまねく届けるとい話があるときに、戦時というか、今次の防衛の議論の中で、戦争のときみたいな議論というのがどうしても最近は出てくるのかなと思っております。これは、AMとFMだけではなく、テレビであったり、インターネットであったり、様々な放送の在り方の中でバランスが考えられていくことだと思いますし、ウクライナとかですと、地下にずっと人がいた状況であったりとか、あるいはスターリンクとかを使ってインターネットで基本的には通信をしてみたいなケースとかも含めて、いろんなシナリオが恐らくあり得るところなのかなと思っています。あまり想像したくない話ではありつつも、そのような観点もひよっとすると災害の延長線にはあるのかもしれないし、また、この検討会のスコープから幅広く遠いものなのかもしれないですけども、そのような議論もあるのかなというところだけ、問題提起というところでコメントいたします。

#### 【落合構成員】

私も、いずれの取組も、必要な取組だと思っております。その上で若干のコメントです。資料15-2の関係では、これまで議論が出ておりますが、こういった補完中継局についてしっかり捉えていくということは大事だと思っております。一方で、ここまでの検討の中でも、例えば放送波についてもブロードバンドの利用も考えてきていることもあると思います。まず、現状においてFM補完局の整備でアジェンダが立てられていると思いますが、今後のより中期的な検討を考えていく中では、そういった通信も利用した中でどういう形であまねく伝えられるようにしていくかの設計も大事になってくると思います。そういった視点も持ちながら、さらに中期的な検討も進めていただけるといいと思います。また、早め早めに告知をしていただくことも大事だと思っておりますし、そういった中で、例えば、メーカーさんや放送局から流していただくことですか、いろいろな手段でしっかり対策を講じていただければと思います。

資料15-3の関係で、NHKからも御提案をいただいておりますし、進めるべきだと思います。一方で、今回、新たな割当をとということで、NHKが新たに割当を受けられることにより、民放側においてこの周波数の帯域を利用しようとしたときに個別にバッティングしてしまうことがないのかどうかは大事なのではないかと思います。今回の取組の中では、周波数の帯域として、伊東先生も先程おっしゃられていたように混雑していない帯域も選択肢に入れてということではありますが、いずれにしても、今後、利用したいという民放が出られるときに障害にならないような形で割当の調整をしていただくことは前提として非常に大事ではないかと思いますので、ぜひそういった視点も持

って御検討いただきたいと思います。

【松井地上放送課長】

ありがとうございました。どれも貴重な御指摘だと、認識しております。特に周知のところは、各事業者にも当然お願いさせていただくところでありますけれども、総務省としても、しっかり周知、問合せの対応、こういったことをやって、リスナーの方々、それから、その地域の方々に、しっかりこうした取組、また、受信機側の問題もございますので、そういったところをいま一度認識いただき、そして、その影響をしっかりと見ていく、こういうところを取り組んでいきたいと思ひますし、また、将来像を見据えて、ブロードバンドのところ、通信側ということも意識しながら、中長期的な視点というのを持って今回の特例措置をしっかりと進めてまいりたいと思ひております。

【日本放送協会（児玉理事・技師長）】

本当に貴重な御意見、ありがとうございました。私どもとしては、災害時にしっかりと情報を届けたいということがございます。先ほど落合構成員から民放との周波数の調整の必要性について御指摘がございました。周波数は総務省が割り当てることとなりますが、私どもも技術的な観点から、民放等との周波数の混信などがないように、検討にはしっかりと参画をしてまいりたいと思ひております。

（５）衛星基幹放送におけるマスメディア集中排除原則について

事務局より、資料15-4に基づき、説明が行われた。

（６）意見交換

各構成員から以下の通り発言があった。

【大谷構成員】

大谷でございます。今、事務局から御説明がありましたように、放送を終了される、それに伴って市場を退出される場所もあるということで、昨年取りまとめをしたときから状況に変化が生じていることを考えますと、衛星においてもマス排のルールを緩和して、衛星基幹放送事業者の安定的な確保のための再検討を行うという方向性に賛同するものでございます。

そして、今、かなり衛星放送の全体像について御説明をいただいたわけですがけれども、十分に見えてない場所がありまして、さらに内容について深掘りしていく必要があるのではないかと思ひております。少し古い記憶なんですけれども、3年ほど前に奥構成員がまとめてくださった資料を



読み返したりしておりますと、時間に余裕があるときに視聴するのが衛星放送ということもありまして、最近ですとタイムパフォーマンスを重視する年齢層が増えているということを考えますと、ネットでの動画配信サービスが急成長している状況というのは、地上波よりも衛星放送に顕著な影響が生じるものではないかと思われまます。これまで地上波の放送について中心的に議論をしてきておりますけれども、公共性のある上質な放送コンテンツという観点では衛星放送も例外ではないと思っております。持続可能性のある衛星放送を維持するという、その将来像を描くために、課題の洗い出しなどの検討の開始を前倒しにしていく必要があるのではないかと考えております。今日説明いただいた資料でヒントとなりそうなのは、まず、冒頭でハード会社が二つあるという御説明をいただきましたけれども、BSATとJSAT、共用できているのが1機ということで、それ以外はほとんどが単独保有。一見すると、インフラのコストについてはさらに、効率化のための共用などを探る余地があるのではないかとこのように思われるところがあります。コストの低廉化の観点で何か合理化のための伸び代があるかどうかなどについても、知りたいところでございます。それによってチャンネル構成を工夫していただいたり、先ほどCSではコンテンツの調達に費用がかかるという話もありましたので、高価なコンテンツの調達などに注力できる余地というのを増やしていくことに意味があるのではないかと考えておまして、今後、何ができるのか、事業者の声も聴取しつつ、検討を進めていくことが必要ではないかと思っております。

#### 【安東衛星・地域放送課長】

包括的な御指摘をいただきありがとうございます。衛星放送の分野はネットとの関係でより影響を受けるといふ点も、確かに事実だと思っております。コアなファンを獲得するという、多チャンネルの特徴である「小さく生んで小さくつかまえていく」というやり方の部分に対し、ネットの進展がどのように影響するのかという点も考えていく必要がございますが、非常に重要な御指摘が多かったと思っております。その中でもインフラコストに関しましては、今回は御紹介できておりませんが、1年半ほど前に衛星放送の未来像を考えるためのワーキンググループから提言をいただきました。この中でも、一つの課題として、インフラコストをどう見ていくのか。これを良きコンテンツ調達につなげていくために、その余力をつくるためにどうすればいいのかという点で御指摘を受けたところでございます。こういう点も含め、衛星放送においてはいくつか複合的に絡んでいく課題があるかと思っております。先生から御指摘がありましたように、事業者の声も聞きながら検討すべき点が多いことは重く受け止めさせていただきたいと思っております。

#### 【瀧構成員】

このたびのお話、ありがとうございます。基本的に賛同するものでございます。BSは、今回初めて勉強させていただいたのですが、ハード・ソフト分離が既に進んでいて、かつ固定費が低い世界というので、ここでのコンテンツや放送の在り方をちゃんと検討することが、実際には地上波側での議論の未来を示すことにも資するのではないかと思います。その上で感じますのは、今のBS全体で流れている状況で言うと、昔は独立系の方々とかが割と独自の放送を提供していたところから、オンデマンド系のところでも、先ほど大谷構成員からもございましたけれども、ある種、マーケットが圧縮されてきているような状況があるのだと思っております。片や、ニュースの報道であったりとか、スポーツであったりとか、インターネットでリアルタイムに、オンデマンドでは対応し得ないような分野のところについて、恐らく制度の設立初期よりもかなり重要性が移ってきているのではないかなと思っております。既にされている議論もあるかもしれないですけれども、年々、厳しさといいますか、競合環境がより現れているこの領域での、今後の戦略やマーケットの成立について議論を尽くしていくことが大事なのではないかなと思っております。

#### 【落合構成員】

私も、以前、衛星放送に関する議論をさせていただいたタイミングでマス排の点についてはコメントをさせていただいたと思っております。さらにまた環境が変化をしているということで、しっかり見直していくことが重要だと思っております。また、地上波においてもそうですが、制度上のマス排はあるかとは思いますが、一方で、設備共用であったりも併せて考えていくことは大事な視点になってくると思っております。そういった規制・制度面もそうですし、インフラ側の連携でどういう形で様々な、コストの削減であったり、より合理的な業界としての事業展開ができるのかを考えていただくと非常にいいのではないかと思いますので、ぜひ、御検討を進めていただければと思っております。

#### 【安東衛星・地域放送課長】

瀧構成員、落合構成員、それぞれの御指摘、大変ありがとうございます。おっしゃるとおり、市場環境は変化してきております。視聴行動についても、恐らく衛星放送は大きく影響を受けている状況だと思っております。瀧構成員がおっしゃったように、リアルタイムのところは、依然、BSのニュースなども見られているところではございますけれども、確かに、大きな意味で衛星放送に関しては重要性が変容しているところも出てきているかもしれません。そのような中で、ご説明の中でも申しましたが、放送の安定的な提供、ソフトとハードが分離しているという意味ではハードの安定的な提供があることは重要でございますが、ソフトから見てコンテンツ投資という意味で持続可能性がある環境をどうつくっていいのかということもございます。この点は、設備の問題であったり、

インフラコストの課題であったりということの一つ大きなポイントだと思っておりますので、御指摘を踏まえながら、マスメディア集中排除原則という制度面の整備と共に考えていきたいと思っております。

#### 【落合構成員】

私のほうから、ぜひ御検討をお願いしたい点について、1点、コメントをさせていただきます。

今回、検討事項を設定するに当たっては、先日、規制改革推進会議で中間答申をまとめていることがあり、その内容を踏まえて、ぜひ御検討いただけないかと思っております。その中では、コーポレートガバナンスについては、放送事業者が社会的な役割と責任を負っていることに鑑み、地域における放送番組の質を高められるように、番組制作力の維持向上のための人材戦略や経営戦略の策定なども含めたコーポレートガバナンスの強化について、上記の制度の見直しの状況を踏まえて検討をする。また、放送事業者を取り巻く経営環境の厳しさが増していることを踏まえて、総務省が放送法などの権限に基づいて行う免許や業務の認定等の審査の機会において放送事業者の経営の持続可能性の確認を行うことなどを含めて、放送事業者の経営基盤強化に向けた取組を進めるという部分がございます。これを踏まえて、新たな検討課題ということでコーポレートガバナンスの強化も候補になり得るのではないかと考えます。この中間答申においては放送事業者の価値を発揮するための取組を求めるというのがコーポレートガバナンスの趣旨だと思っております。放送事業者については、私も公共放送ワーキングでも発言をさせていただいたのですが、NHKだけに限らず、民放の方々も公共性を有する立場だと思っております。そして、二元体制の中でより情報発信の実質化が求められる状況を踏まえていく必要があると思っております。

この点は、放送倫理基本綱領においても、「放送というのは、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。放送は、民主主義の精神にのっとり、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応じて、言論・表現の自由を守る。」とされております。また、本検討会前回のとりまとめの14ページの中でも、「インターネット空間では」という記載に続いて、「取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していると言える。なお、第4章で述べる「攻めの戦略」を実のあるものにするためにも、地域情報の確保がデジタル時代において重要性を増すという点について、今後、放送政策の推進において留意すべきである。」と指摘されております。このような点を踏まえ、民間放送局においては、放送番組の

質を高めていただくためのビジョンや、戦略・指標を作成していただき、発信していくことを求めていくのが、ガバナンスの議論の本質として必要ではないかと思えます。この情報空間を適切に形成するための仕組みを整備するという一方で、情報空間における地域情報の確保を進めて、地域の適切な芸能や文化の保持に努めることが必要になると考えております。

なお、念のため申し上げますと、規制改革推進会議でも私は発言しておりますが、自主制作比率のような指標設定については、現時点では質の向上につなげられるような方策が十分に議論されていないところですので、適当とは考えていないところです。このような地域情報の確保という最大の目的がありますが、そもそもの前提として、複数の放送事業者がこのような情報発信を続けられることが前提として必要だと思われまます。一方で、ローカル局の中には非上場企業も多く、自治体や地元企業の支援を求めるといった、財政的に厳しい状況にある放送局もあるという報道などにも接しているところです。今後は、そういった中で積極的に放送局自身が果たそうとしている社会的責任や、その財源や体制が十分に開示をされ、社会的な付託に応えられるような体制が整えられていくことが期待されるのではないかと考えております。議論の中で必要があれば、環境整備を検討することもあり得るのだろうと思えます。まずは、このような観点で検討をしていくために、民間放送局においてどのような内容の情報をどの程度開示されているのかを民放連や民間の放送局側からヒアリングをしていくことから始めてはいかがかと思っており、事務局にお伺いできればと思いたしました。

#### 【飯倉放送政策課長】

この議論は、おっしゃるとおり、規制改革推進会議の中でも議論が出ました。その際にも我々はお伝えしたところではあるのですが、おっしゃったとおり、質の高い番組というものを供給すること、これが第一の役割であるということで、この点につきましては、我々も問題意識を共有するところでありまます。その上で我々の現時点でのポジションを申し上げますと、2点あると思えます。

1点目は、企業価値を高める方向に向かうということを期待して、必要な規制の合理化といったことを御議論いただいて、そして、去年8月に取りまとめをいただいて、それをベースに法制度見直しというものをこれからやっていくといった段取りの中にあります。それによって放送事業者の経営の選択肢を増やすということ。その結果、いろんなことが変わってくると思っております、そういう意味では、制度見直しというものの、その推移、結果というものを見ながら、逆にそれを踏まえて御提案いただくようなガバナンスの話なども議論をしていくと思っております、やはり順番があるのではないかという気がいたします。

もう1点と申しますのは、基本的には情報開示をしていくというお話なのかと思うのですが、お

話の中で、ビジョンですとか、戦略、財源、体制、こういった言葉が少し出たような気がするわけですが、どういったものを開示すればどういった効果があるのかというところは曖昧なところがあって、民放連に御対応いただくにしても、もう少しお話しいただいたほうがいいところがあるかとも思いました。そういう意味では、検討課題とするかどうかということにつきましては、もちろん、この場の議論、もしくは後ほど座長と御相談ということになるかと思うのですが、一旦、事務局として思うところは、今申し上げたとおりであります。

#### 【三友座長】

ありがとうございました。今日、こういう話になりましたけれども、非常に重要な視点だとも思いますし、特に規制改革推進会議からの御意見であるということもございますので、まずは民放連としてどういうふうを考えているかということからお話を伺った上で、今後どうするかということとをさらに検討してはいかがかと思いますが、そのような形でよろしければ、そのように進めさせていただきますけれども、落合構成員、いかがですか。

#### 【落合構成員】

ありがとうございます。確かにいくつも施策を打っていただいております、その活用ということで、経営にとってプラスになる部分も多分にあるだろうと思っております。ただ、座長もおっしゃっていただいたとおり、現状の状況も把握しながら、また、課題自体をどういう形で整理していくのかということも、議論をしながら整理していくことが大事ではないかと思っております。私個人としては、そのような議論を行いながらしっかり整理ができるようにと考えております。特定の自主制作比率などは規制改革の中でもむしろ反対するような立場でコメントしてきたところですので、特定の手法を前提にというよりは、議論を伺いながらしっかり整理して、実効性があり、全体として発信する情報の質を高められるような議論をしていければと思っておりますので、ぜひ宜しくお願いいたします。

#### 【三友座長】

ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりでございます、先ほど飯倉課長からもありましたように、今、いろいろ制度変更をしているところでもございます。その結果、どういうふうに効果があるかということも見ながら、さりとは情報が十分に開示されているかという点についてはいろいろ御意見もあるところでございますから、まずは民放連のお話を伺うということから始めていただければと思っておりますけれども、飯倉課長、そのような形でよろしいでしょうか。

#### 【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。有識者会議ですので、この場で特段、ほかの構成員の方々から御異論がなさそうであれば、今、座長がおっしゃられた方向で、まずは民放連と御相談したいと思います。

#### 【林構成員】

林でございます。この問題は非常に重要であり、かつ、非常に微妙な、難しい問題でもあるなというふうに思いました。一方では、コーポレートガバナンスの観点の御紹介がございましたが、新聞事業者もローカル民放局の事業者も、基本的に非上場企業で、上場企業に比べて決算資料や役員構成といったIR情報が十分に公開されていたり、充実したりしているわけでは必ずしもないように存じます。以前、誰が役員をやっているのか、私自身インターネット経由で各社のホームページから調べようとしたことがあったのですが、非上場企業ということもあって、上場企業に比べて、よくわからない部分もございました。もちろん、新聞業界やローカル民放各局が、現状において株主や市場からの圧力によって経営改革が進むという環境ではないと思いますし、この業界の場合、そういった株主や市場からの圧力が必ずしも良い結果を産むとも限りません。むしろ一般の事業者と比べて弊害が大きいように思います。ただ他方で、経営に対する外部の透明性という観点は、非上場のマスメディア事業者であっても非常に重要だと思しますので、こうした透明性の欠如がもしあるとするならば、そのことが、怒濤のような現代のデジタル化時代にあって、抜本的な経営改革の必要性であるとか、デジタル化の波に乗り遅れるかもしれないこととへの危機感であるとかといった点と関係があるのかないのか、そのあたりを含めて、いたずらに干渉的にならないように配慮しつつも、検証する必要はあるだろうと思います。

要するに、デジタル時代における放送制度の在り方における、既存メディア業界の経営に対する外部から見たガバナンスや透明性等の観点と、今申し上げた諸課題との関係性について、まさに、民放連様であるとか、様々なステークホルダーの方であるとか、広範囲にいろいろヒアリングをしながら、個別企業の事情や地方の特殊事情を勘案した上で、慎重かつ果敢に検討していく必要があるのではないかと思います。

#### 【三友座長】

ありがとうございます。大変貴重な御意見だと私も思います。

それでは、この件につきましては、まずは民放連のお話を伺った上で、その後、どのようにするかということで進めていただければと思います。非常にいろいろな重い内容を含んでおりますので慎

重にすべき点も非常に多いと思いますので、そこも踏まえながら、まずは関係の方からお話を伺うというところで、最初に民放連からお話を伺えればと思いますので、飯倉課長、よろしければ、そのような形でお願いできればと思います。

**【飯倉放送政策課長】**

承知いたしました。それで相談させていただきます。ありがとうございます。

**(7) 閉会**

事務局より、第16回会合については令和5年3月13日（月）15～17時に、WEB開催で予定している旨連絡があった。